

政治・経済 課題 新3年生 普通科大進コース(3FS)・普通科進学文系(3FA)のみなさんへ

今年度、政治・経済を担当します鈴木と申します。

休校中ではありますが、課題として教科書「第1編 第1章 1 政治と法の機能～4 日本国憲法の原理【教科書 P6～P31】」よりプリント課題に取り組んでいただきたいと思います。PDF ファイルを参照のうえ各自印刷をしていただき、指定の提出日に提出していただくようお願いいたします。

なお、取り組みにあたっては、教科書・レジュメを熟読したうえで記入してください。提出物として評価資料となる予定ですのでよろしく願いました。

- 1 政治と法の機能【教科書 P6～P9】
- 2 人権保障と法の支配【教科書 P10～P17】
- 3 議会制民主主義と世界の政治体制【教科書 P18～P24】
- 4 日本国憲法の基本原理【教科書 P25～P31】

※空欄穴埋め、ステップアップ(O・x、80字記述)、チャレンジに取り組んでください。

すべて記入必須とします。

※A4 用紙での出力となりますが、万一穴埋めが厳しいようでしたら、余白ないしノート・ルーズリーフによる解答をお願いします。

※進学で「試験・小論文等」で政治・経済を使う人もいます。

期間が限定されることを承知のうえで、私も皆さんの学習に対して尽力してまいりたいと思いますので、今後の授業時などよろしくお願いいたします。

第1編第1章 民主政治の基本原則と日本国憲法

[1] 政治と法の機能【教科書 P6～P9】

[1] 政治と社会, 政治と国家

(1) 政治・社会・国家

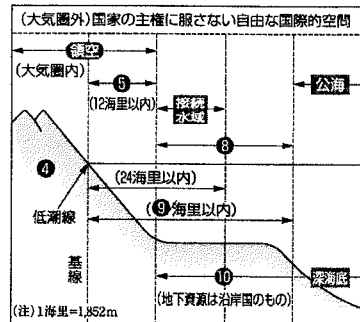
- ・政治……個人や社会集団における利害の調整や、紛争の解決を図ること
- ・1……政治をおこなうため、一定の法を定め、それを人々に守らせるための強制力
- ・「人間はボリス的(社会的)動物である」……古代ギリシャの哲学者2……のことば

(2) 国家の三要素

- ・3……4……傾空・5……
- ・6……国家の構成員であり、その国の国籍をもつ
- ・主権 { ①国家の最終的な意思を決定する権力
②国家が領域内のすべての人を統治する最高権力(統治権)
③他国から干渉されない独立した権力

※フランスの思想家7……: 主著『国家論』で、国家の主権は絶対かつ永久・不可分であるとし、主権の概念を提唱した→絶対主義を擁護

図 主権の及ぶ範囲



- 4……
- 5……
- 8……
- 9……
- 10……

[2] 国家の役割, 国家と法

(1) 国家の類型

- ①11……(小さな政府): 18・19世紀型
・政府の役割: 軍事・司法・外交などに限定
← ドイツの政治学者ラッサールは12……と批判
- ②13……(大きな政府): 20世紀型
・政府の役割: 貧富の格差の是正, 社会保障の充実など広範囲
← 福祉国家ともいわれる

(2) 国家の法

- ・憲法……国の基本法
近代国家では、憲法によって政治権力を規制し、その濫用を防止する14……に基づいて政治がおこなわれている
- ・法律……国や国民相互の関係を規律するために制定される

(3) 法の分類

- ・15……国家や地方公共団体に関することや、これらと私人との公的な関係を規律するもの
- ・16……私人相互の私的な関係を規律するもの
- ・17……私法の領域に属することがらを、国家が福祉や平等の観点から調整するためのもの
- ・18……(成文法)……法律の形で成文化されたもの⇔不文法
- ・19……慣習のうち、法律のように裁判の基準として拘束力が認められたもの

THEME 1 法と私たちの生活

①ルールとしての法

- ・ルール……他人との摩擦や対立を回避するために、お互いの合意によってあらかじめつくられる取り決め

②私法の基本原則

- ・近代以降の社会における自由と平等の思想→国家権力は市民生活に介入するべきではないという考え方が広まる

・私法の基本原則

権利能力平等の原則: 個人は年齢や地位に関係なく平等に権利をもち、義務を負うということ

私的自治の原則: 個人は自分の意思で私的な活動を自由におこなえるということ

所有権絶対の原則: 個人は私有財産を自由に使用したり処分したりする権利をもつということ

→これらの原則は、現代の民法にも受け継がれている

③民法と契約自由の原則

- ・契約自由の原則: 個人の自由な意思で誰とでも契約を結べるということ
…公序良俗に反するものは無効

→契約の当事者は、契約上の権利を行使する一方で、契約にかかわる義務を履行しなければならない

→契約違反(20……)の場合には、法的措置がとられる

ステップアップ

1 次の記述を読み、正しければ○を、誤っていれば×を記入せよ。

- ①政治権力とは、政治をおこなうために一定の法を定め、それを人々に守らせるための強制力のことである。()
- ②一定の領域、国民、政府があれば国家は成り立つ。()
- ③主権の概念をはじめて理論的に説いたのはアリストテレスである。()
- ④主権国家とは、他国の支配に従うことなく、独立した存在でなければならない。()
- ⑤排他的経済水域の上空は領空とみなされる。()
- ⑥ラッサールは、政府のあり方は自由放任に基づく「夜警国家」であるべきと説いた。()
- ⑦市場での自由競争で生じた諸問題を解決することが福祉国家の役割である。()
- ⑧日本の六法のうち、民法・商法・民事訴訟法は私法であり、憲法・刑法・刑事訴訟法は公法に分類される。()
- ⑨国家の役割が大きくなるにつれて、個人による私的な活動は規制されるようになったため、近代以降の社会では、それ以前の社会に比べて、私的自治の原則が軽視されている。()

⑩民法には契約自由の原則があるが、当事者の一方が十分な判断能力をもたずに契約を結んでしまった場合や、公序良俗に反する契約は、取り消しや無効にすることができる。()

2 「小さな政府」と「大きな政府」の違いについてまとめましょう。

キーワード

チャレンジ

1 アリストテレスは「人間はポリス的(社会的)動物である」と述べたが、このことばに含まれる人間と政治についての記述として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。[標準]

- ①国家の役割は人間を統治することであり、人間は国家に従属する存在である。
- ②人間は共同体の一員として活動することによって、より善く生きることができる。
- ③政治のはたらきは、多様な人々から成り立っている社会集団の秩序を保つことである。
- ④人間の自由な競争によってこそ社会が発展するため、国家は「消極国家」であるべきである。

()

2 近代国家における法についての記述として正しいものを、次の①～⑥のうちから二つ選べ。[発展]

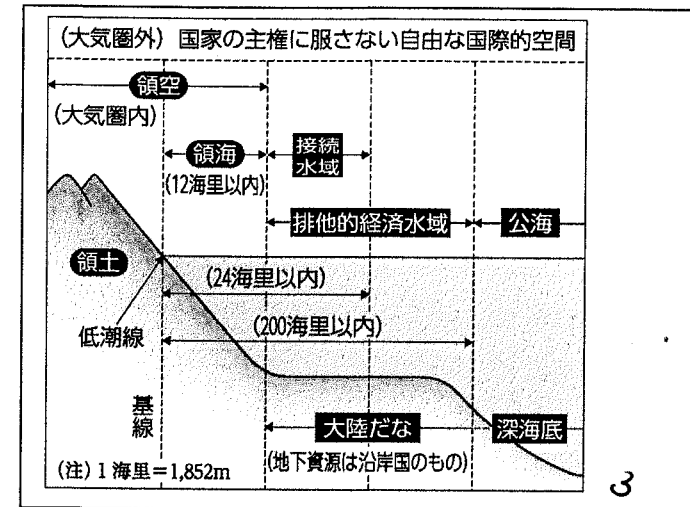
- ①日本国憲法は、法律の制定などさまざまな手続きを定めているため、手続法に分類される。
- ②効力を有する法規範は制定法に限られ、国民は慣習法に拘束されない。
- ③日本の刑法は、個人の違法行為を処罰するために規定されているため、私法の一つである。
- ④法は国家の強制力に裏づけられた規範として、道徳などの他の社会規範とは区別される。
- ⑤憲法の内容がどのようなであっても、憲法をもつ国家はすべて、立憲主義に基づく国家といえる。
- ⑥社会法には、労働者の賃金の最低水準を規定した法律や、公的年金について定めた法律がある。

()

1 政治と法の機能

- ①社会の中で「政治」はどのような働きをしているか。
- ②「立憲主義」とは何か？
 - ・「国家の三要素」について
 - ・「国家の類型と役割」は歴史的にも変化している。
 - ・「憲法」と「政治権力」
- ③「法」は何のためにあるか。
 - どのような種類の「法」が存在するか。
 - ・「公法/私法/社会法」、「制定法/慣習法」などの分類
 - ・「法」と「道徳」の違いとは？

1



3

政治 個人・集団の間で考え方や利害対立が起こったとき、利害調整や争いの解決をはかる。

一定の 法 を定めて、人々に守らせる強制力が必要。

➡ 政治権力

●国家の三要素

① 領域 ★領土／領海／領空 の3つ

② 国民

③ 主権

※「主権」の解釈

- ①国家の最終的な意思を決定する権力
- ②国内で領域内の人々を統治する権力(統治権)
- ③他国から干渉を許さない独立した権力

2

「主権」の概念 『国家論』 ボーダン(フランス 1530~96)



絶対主義を擁護する結果

●国家のあり方

ラッサール(ドイツ)

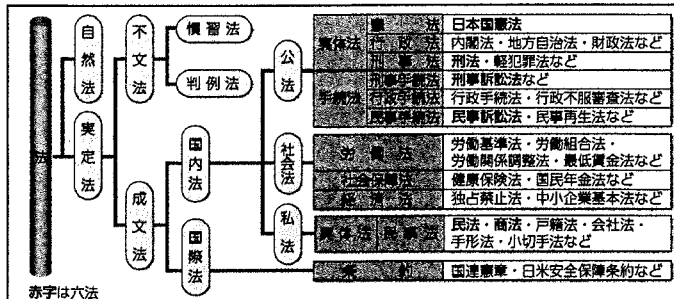
【A】消極国家【夜警国家・小さな政府】

- ・18・19世紀型
- ・自由放任、経済は市場における自由競争
- ・政府の役割は小さくあるべき。(軍事・司法・外交などに限定)

【B】積極国家【福祉国家・大きな政府】

- ・20世紀型「自由・平等」の一方で貧富の差
- ・市場における自由競争の限界を政府(公)が積極的に関わる。
- ・政府の役割は広くあるべき。(景気・格差是正・社会保障など)

4



立憲主義 ➡ 憲法で政治権力を規制。権力の濫用を禁止。

公法	国家・地方公共団体と私人との公的な関係を定めたもの。
私法	私人同士の私的な関係を規律するもの。 ※私人・・・自然人(個人)や法人(会社・特殊法人など)
社会法	私法の領域に属することがらを、国家が「福祉」や「平等」の観点から調整するためのもの。

5

第1編 第1章 民主政治の基本原理と日本国憲法

[2] 人権保障と法の支配【教科書 P10～P17】

[1] 社会契約説と権力分立

(1) 民主主義の原理…絶対王政に対する新興市民階級(1.....)の闘いの成果として確立
→市民革命の担い手は「富裕市民」であった。

- ・2.....説…17世紀、絶対主義を正当化し、国王の権力は神から与えられたもので、神聖不可侵とする説
- ・3.....説…王権神授説を批判
→4.....思想に基づく
- ・自然権：人間が生まれながらにもっている自然法上の権利

(2) 社会契約説の代表的思想家【3人の考え方の違いについて】

	国・著書	理論
ホッブズ	<イギリス> 『5.....』 (1651年)	自然状態：「万人の万人に対する6.....」 自然権：生命を守る権利(自己保存の権利) →国家に自然権を譲渡 ※結果的には専制政治を擁護
ロック	<イギリス> 『7.....』 (1690年)	自然権：自由・生命・財産の権利(自然状態：自由・平等) →政府に信託。政府が人民の自然権を侵害した場合、人民には8.....権(革命権)がある ※議会政治を擁護【間接民主制】 ※アメリカ独立革命に影響
ルソール	<フランス> 『9.....』 (1762年)	自然権：自由・平等の権利 →社会は各個人の相互契約によって成立する ※イギリスの議会政治を批判し、一般意思に基づく10.....制を主張 ※権利を「共同体」で共有。 ※フランス革命に影響

(3) 権力分立論

- ・ロック…国家権力を立法権【議会】と執行権(行政・司法)・同盟権(外交)【国王】に分離
- ・11.....：著書『12.....』…国家権力を立法権・行政権・司法権に分離→権力の抑制と均衡(チェック・アンド・バランス)を図るとする三権分立を唱えた

[2] 法の支配の原則

(1) 13.....…政治権力を法の下に従属させ、権力は法に基づいてのみ行使されるとする考え方：法は人権を保障する内容のものでなければならない

←イギリスで発達し、マグナ・カルタ(大憲章)が成立した頃に確立された14.....に、その萌芽がみられた

- ・エドワード=15.....「王は何人の下にも立つことはない。しかし、神と法の下には立たなければならない」という中世の法学者ブラクトンのことばを引用し、法の支配を主張

(2) 16.....…行政権の発動が法律に従ってなされなければならないとする考え方

←19世紀プロイセン(ドイツ)で発達

[3] 基本的人権の成立【自由獲得と人権が「発展」していく過程をみていく】

1628年：17.....[英]…議会の同意のない課税を禁止し、身体・自由の保障を国王に要求→王権を制限【議会から、国王に対し「法の支配」を要求】

1689年：18.....[英]…国民の請願権、議会における言論の自由を規定
→議会の王権に対する優位が確立

内容【①王権の制限/②議会主権/③自由権の保障(私有財産制・人身の自由・宗教の自由など)】

1776年：バージニア権利章典……世界ではじめて自然権を成文化

19.....宣言[米]…①生命・自由・幸福の追求を天賦の人権としてとらえ、②抵抗権を明記

★イギリスから移住してきた「ピューリタン(清教徒)」が革命の担い手の中心に。

1789年：20.....宣言[仏]…自由・所有権・安全および圧制への抵抗を自然権として宣言し、権力分立を規定【①自由権・平等権/②所有権の神聖不可侵/③権力分立】

[4] 人権保障の広がり、人権の国際的保障

(1) 人権保障の広がり

・21.....権……個人の自由・平等、財産権など：18世紀的権利
→国家による不当な干渉や侵害を受けないこと(国家からの自由)

・22.....権……生存権など：20世紀的権利
→国家に対して国民の生活を社会的・経済的に保障することを求めるもの(国家による自由)

1917年：23.....革命→レーニンらによる社会主義政権

1919年：ドイツの24.....憲法(ドイツ共和国憲法)
→世界ではじめて社会権を広範に規定

※25.....：国家が個人を抑圧する体制……(例)ファシズム

[ドイツの26....., イタリアのムッソリーニ], 日本の軍部の台頭, ソ連のスターリン→第二次世界大戦へ突入

(2) 人権の国際的保障【人権保障が「世界平和の維持」につながるということ】

1941年：27.....の自由←フランクリン=ローズベルト大統領が提唱
→【言論と表現の自由/信仰の自由/欠乏からの自由/恐怖からの自由】

1948年：世界人権宣言…幅広い人権を規定[法的拘束力なし]

1966年：28.....…世界人権宣言を具体化[法的拘束力あり]。
→社会権規約(A規約)や自由権規約(B規約)など

・人権理事会…各国政府に対して人権状況の改善を勧告する国際連合の機関(2006年に設置)

FILE 1 外国人の権利

(1) 外国人とは…出入国管理及び難民認定法(入管法)において「日本の国籍を有しない者」

(2) 日本に住む外国人の権利

・参政権：与えられていない

・公務員として就職：現業職に限る(地方公務員に対しては、一般行政職でも国籍条項を撤廃する動きがある)

・労働法や社会保障の適用：労働基準法や最低賃金法・各種保険の規定が日本人と同様に適用される

ステップアップ

- 1 次の記述を読み、正しければ○を、誤っていれば×を記入せよ。
- ①『リバイアサン』を著したのはイギリスのロックである。()
 - ②ルソーは公共の利益を求める普遍的な意思是人民全体のものであるから、人民に存する主権は分割も譲渡もできないと主張した。()
 - ③モンテスキューは国家権力を立法権、行政権、司法権に分けて、それぞれを独立した機関に負わせることで、相互に権力を抑制させるべきであると唱えた。()
 - ④法治主義とは19世紀のフランスで発達した考え方である。()
 - ⑤ドイツのプロイセン憲法は、世界ではじめて社会権を広範に規定した。()
 - ⑥世界で最初の社会主義政権を誕生させたのは、ロシアのレーニンである。()
 - ⑦フランクリン＝ローズベルトが提唱した4つの自由とは、言論と表現の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、投票の自由をいう。()
 - ⑧世界人権宣言は幅広い人権を規定しているが、法的拘束力はない。()
 - ⑨国際人権規約の批准にあたっては、条件や留保をつけることができない。()
 - ⑩日本における外国人登録者の国籍で、近年もっとも多いのは中国である。()

2 「法の支配」の原則は「法の支配」と異なり、どのような意味がありますか。
また、人権保障は時代とともにどのように変化しているか書いてみましょう。

チャレンジ

- 1 人権宣言A～Cと、その内容ア～ウの組み合わせとして正しいものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。[標準]
- 〔人権宣言〕 A. バージニア権利章典 B. アメリカ独立宣言 C. フランス人権宣言
- 〔内容〕
- ア. 自由・所有権・安全および圧制への抵抗を自然権とし、権力分立を規定した。
- イ. 生命・自由・幸福の追求を天賦の人権としてとらえ、抵抗権を明記した。
- ウ. 自由や平等、財産権や幸福追求権などを明記し、人権宣言の先駆けとなった。
- ①Aーア Bーイ Cーウ ②Aーア Bーウ Cーイ
- ③Aーイ Bーア Cーウ ④Aーイ Bーウ Cーア
- ⑤Aーウ Bーア Cーイ ⑥Aーウ Bーイ Cーア ()
- 2 人権に関する条約の説明として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。[発展]【P16 表】
- ①1948年に採択されたジェノサイド条約を日本は批准していない。
- ②日本は国際人権規約A規約とB規約を批准しているが、これには法的拘束力がある。
- ③国際人権規約B規約の第二選択議定書は、死刑廃止条約ともよばれる。
- ④国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)を、日本は批准していない。()

2 人権保障と法の支配

①「民主主義」のあり方

- ・「王権神授説」と「社会契約説」
- ・社会契約説: 3人の思想家の考えの違い
- ・権力分立論... ロックとモンテスキュー
- ・「法の支配」と「法治主義」の違い

②基本的人権の「変遷」と「発展」

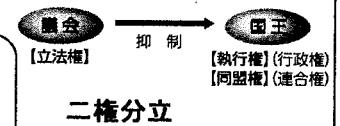
- ・18世紀【自由・平等】→19世紀【参政権】
→20世紀【社会権】
- ・人権の国際保障(世界人権宣言・国際人権規約)
- ・外国人の権利

●権力分立論

ロックは国家権力を

立法権 → 立法権の優越
と
執行権(行政・司法権)
同盟権(外交権) に分ける。

●ロックの権力分立論



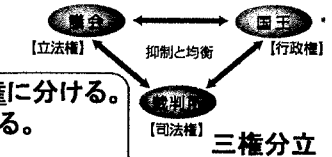
モンテスキュー(仏) は

『法の精神』にて

国家権力を

- ・立法権／行政権／司法権に分ける。
- ・権力の抑制と均衡をはかる。
(チェック・アンド・バランス)

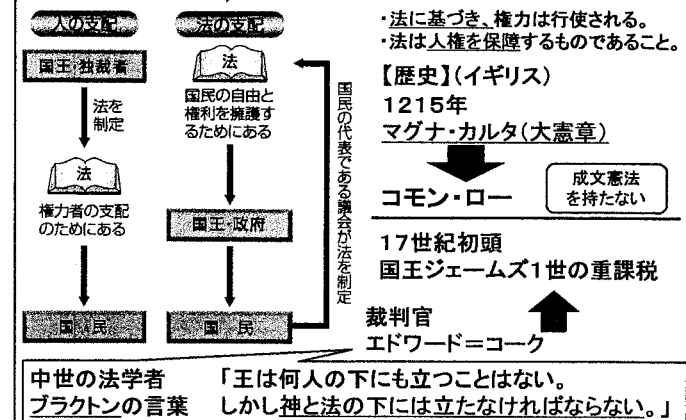
●モンテスキューの権力分立論



社会契約説

思想家・著書	秩序がない状態
ホブズ(英) 『リバイアサン』 1651年 (譲渡)	・国家の存在しない自然状態だと「万人の万人に対する闘争」状態に陥る。 ・国家に「自然権」を譲渡するかわりに国家秩序の安定をはかる。 →国王の専制政治(絶対王政)を擁護する結果に。
ロック(英) 『市民政府二論(統治二論)』 1690年 (信託) ★アメリカ独立革命に影響	・人間が生まれながらにもつ「自由・生命・財産」 →政府と「社会契約」を結び、人々の自然権を守る。 ・政府が人民の自然権を侵害したら、議会政治抵抗権(革命権)を人民は行使できる。
ルソー(仏) 『社会契約論』 1762年 ★フランス革命に影響	・社会は自然権を持つ個人の自由な意思に基づく相互契約によって成立する。社会は無制限の自由ではないが、政治に参加する権利がある。 ・人民[共同体]に主権がある。 ・一般意思に基づく 直接民主制

法の支配 → 政治権力を「法」でしばる。



●基本的人権の成立

①「自由」と「平等」

ブルジョワジーの市民革命

【イギリス】

権利請願(1628) ・議会の同意なしに国王は課税しないこと。
・「身体的自由」の保障

ピューリタン革命(1642~49)、名誉革命(1688~89)後

権利章典(1689) ・議会の同意のない課税禁止
・国民の「請願権」、議会での「言論の自由」の保障

【アメリカ】アメリカ独立革命(1775~83年)

バージニア権利章典 ・世界初の「自然権」の成文化

アメリカ独立宣言 ・生命・自由・幸福 → 天から与えられた天賦の人権
・抵抗権の明記

【フランス】フランス革命(1789~99年)

フランス人権宣言

・自由・所有権・安全および圧政への抵抗・・・「自然権」
・権力分立の規定

5

●「法の支配」と「法治主義」の違い

	法の支配	法治主義
国	イギリス	ドイツ(プロイセン)
法の目的	人権の保障 内容重視	行政の効率的運用 形式重視
結果	人権を守るための 法による統治	「法に従う」という形式重視 憲法も法なり

●人権の国際的保障

4つの自由 ➡ ①言論と表現の自由/②信仰の自由
③欠乏からの自由/④恐怖からの自由

アメリカ大統領
フランクリン＝ローズベルト

1948年 世界人権宣言 幅広く人権を規定 ➡ 法的拘束力 なし

1966年 国際人権規約 社会権規約[A規約]
自由権規約[B規約] ➡ 法的拘束力 あり
(B規約の選択議定書)

【日本】1979年 A規約とB規約を批准(ひじゅん)
ただし、①祝祭日の給与②公務員のストライキ権③高校・大学の無償化の3つを「留保」
(③は2012年に留保撤回)

●人権保障の広がり

「資本主義経済」の発達

自由権

18世紀的権利
・個人の自由・平等、財産権の保障など
・個人の自由が抑圧された「絶対王政」からの脱却

「国家からの自由」
→ 国家による不当な干渉や侵害を受けない権利

↓

社会主義思想/労働運動/貧富の差など

↓

社会権
(生存権)

1917 ロシア革命
社会主義政権 社会権の保障
1919 ワイマール憲法(ドイツ)
20世紀的権利 「人たるに値する生活の保障」

「国家による自由」
→ 国家に対し国民の生活を社会的・経済的に保障
することを求める権利

6

	世界人権宣言 (1948年採択)	国際人権規約 (1966年採択、1976年発効)
内容	自由権的諸権利、 参政権、社会権 的諸権利をおもな 内容とする	A規約(社会権規約)、B規約(自由権規約)と3つの選択議定書 * B規約の第二選択議定書 = 死刑廃止条約 ➡ 日本は祝祭日の給与、公務員のストライキ権、高校・大学の無償化の3点を留保して批准 ➡ 日本は選択議定書については未批准
影響	法的拘束力なし 各国憲法に影響	世界人権宣言を条約化、 法的拘束力あり

8

第1編第1章 民主政治の基本原理と日本国憲法

[3] 議会制民主主義と世界政治体制【教科書 P18~P24】

[1] 民主主義の発展, 民主制の二つの型

(1) 民主主義の発展

- ・当初の議会: 1 選挙制の下で, 一部の国民が議員を選出
- ・産業革命後: イギリスでは, 労働者階級から 2 選挙権を要求する声が高まる [例: 19 世紀の 3 運動]

→ 選挙権が拡大 { 議会制民主政治が成立
大衆民主主義へと変化【全国民代表の議会へ】

(2) 民主制の二つの型

- ・民主主義: 国民主権の原理に基づいて政治がおこなわれる

※民主主義の本質をあらわしたことから, 4 が述べた「人民の, 人民による, 人民のための政治」は有名

- ① 5 制.....国民が直接参加する政治【議員=全有権者】
↳ 古代アテネの民会やスイスの州民集会など
- ② 6 制.....国民が選んだ代表(議員)による政治
↳ 7 主義(代議制民主主義)ともいわれる

[2] 議会制民主主義の三つの原理

- ① 国民代表の原理.....議会は一部の人々の利害を代表するものではなく, 国民全体の意思を代表する機関であるということ
- ② 審議の原理.....公開の議場で与党と野党が討論を積み重ね, 議案に対する十分な審議がおこなわれるということ【十分な審議と少数意見の尊重】
- ③ 監督の原理.....国民のための行政が公正におこなわれているかどうかを議会が厳重に監督すること

[3] 議院内閣制, 大統領制

- (1) 8 制.....内閣の基盤を議会からの信任に求める制度【例: イギリス・日本】
→ 内閣: 議会に 9 して責任を負い, 議会の信任を失えば, 総辞職するか議会の 10 する ※首相は議会から選ばれる。【国民は首相を選出しない】

[イギリスの政治機構]

議会: 上院(貴族院).....貴族や聖職者からなる

下院(庶民院).....国民による直接選挙によって選出。任期は 5 年。上院に対して優越する

- ・ 11 : 多数党派。原則的には第一党の党首が首相になり, 内閣を組織
- ・ 12 : 政権につかない政党。「13」(シャドーキャビネット)を組織し, 政権交代に備える

政党: 14 党と労働党による二大政党制が続いてきた

司法: 違憲法令審査権がない。

2009 年の司法改革により「最高法院」から「最高裁判所」へ【上院から独立】

- (2) 大統領制.....国民が大統領と議会の議員を選び, 行政府と立法府が厳格に分離されている政治制度
→ 議院内閣制よりも権力分立がより貫かれている

国民は「大統領選挙人」を選ぶ

[アメリカの政治機構]

大統領: 15 選挙で選出・任期 4 年・16 選禁止

・議会が可決した法案への 17 権, 政治上の意見書である 18 の送付が認められている ※大統領は議会に法案の提出ができない。

議会: 上院.....任期 6 年・各州から 2 名選出。条約の承認権, 政府高官の人事の同意権, 弾劾裁判権を有する

下院.....任期 2 年・各州から人口に比例して選出

※大統領による法案拒否があっても議会で 3 分の 2 以上の再可決を経て法案成立。

※議会は大統領に対し, 不信任を提出できない。【ただし, 弾劾制度はあり。】

政党: 19 党と共和党の二大政党制

連邦裁判所: 20 権を行使できる

[4] 社会主義国の政治体制

- ・社会主義政党による一党独裁と 21 制(民主集中制)

[ロシア] 議院内閣制と大統領制の「混合型」

1917 年: ロシア革命でソ連が誕生.....共産党が政権を維持

冷戦時代末期: 22 書記長による 23 (改革)

→ 一党独裁体制の廃止・複数政党制や大統領制などの採用 → 社会主義体制を放棄

1991 年: ソ連崩壊, ロシアなどに分裂

[中国] 権力集中制

立法府: 24 (全人代)

.....国家の最高機関・一院制で毎年 1 回開催・議員の任期は 5 年・解散なし

行政府: 25 (内閣に相当)

1989 年: 26 事件.....27 党の独裁に反対する民主化運動 ← 抑圧され, 党の指導体制が強化

- ・経済的には改革開放政策によって経済発展を遂げている

※一国二制度.....香港とマカオでは, 外交や国防は中国政府が所管する特別行政区として高度な自治が保障されている

[5] アジア諸国の動向, イスラーム諸国の政治制度

(1) アジア諸国の動向

- ・韓国・フィリピン・タイ・インドなど: 複数政党制による民主主義体制

- ・中国・北朝鮮・ベトナム: 社会主義政党による一党独裁体制

※28 独裁政権の下で, 人権よりも経済開発を優先
↳ 現在では多くの国で民主化が進んだ

- ・ミャンマー: 民主化が徐々に進んでいる

29 氏.....国民民主連盟(NLD)の指導者であり, 民主化運動のリーダー(現在は国家最高顧問)

- ・タイ: 軍部によるクーデターが起きやすく, 政情が不安定

(2) イスラーム諸国の政治制度

- ・アラビア半島: サウジアラビアなど, 王制が多い

- ・インドネシア・マレーシア・トルコなど: 民主主義的な政治制度

- ・イラン: イスラーム共和制.....イスラーム法学者から選ばれた最高指導者の影響力が大きい

議会に議席なし

ロ・仏 → 大統領
独 → 首相
の権限が強い

下院の優越

ステップアップ

- 1 次の記述を読み、正しければ○を、誤っていれば×を記入せよ。
- ①19世紀のイギリスでは、労働者が普通選挙権を要求するチャーチスト運動が起きた。 ()
 - ②アメリカの一部の地域でおこなわれているタウンミーティングは直接民主制の一形態である。 ()
 - ③民主政治は多数決が原則であるので、少数者の意見や権利は無視してもよい。 ()
 - ④イギリスは共和党と民主党の二大政党制が続いてきた。 ()
 - ⑤アメリカ大統領の任期は4年で、3選は禁止されている。 ()
 - ⑥アメリカでは、議会が可決した法律案に対して大統領が拒否権を発動すると、その法案は無条件で廃案となる。 ()
 - ⑦ドイツ・フランス・ロシアの大統領は国民の直接選挙で選ばれる。 ()
 - ⑧中国の最高機関は全国人民代表大会であり、常務委員会が常設機関とされている。 ()
 - ⑨アジアでは、独裁政権の下で経済開発を優先させる開発独裁が続いてきた国も多い。 ()
 - ⑩トルコでは、イスラーム法(シャリーア)に忠実な社会づくりがめざされている。 ()

2 「議院内閣制」と「大統領制」の特徴や違いについてまとめましょう。

チャレンジ

- 1 アメリカとイギリスにおける政治制度についての記述として正しいものを、次の①～⑥のうちから二つ選べ。[標準]
- ①イギリスでは、上院に最高法院が置かれており、行政府から独立した最高裁判所は存在しない。
 - ②イギリスでは、下院議員の任期は2年で、国民による直接選挙によって選出される。
 - ③イギリスでは、内閣は議会に責任を負い、議会から不信任決議を受ければ、内閣は総辞職するか、議会を解散しなければならない。
 - ④アメリカでは、大統領は議会に対する法案の提出権をもっているが、解散権はもたない。
 - ⑤アメリカでは、上院は大統領に対する条約の承認権や弾劾裁判権をもつ。
 - ⑥アメリカでは、下院が可決した法律案を上院が否決した場合、下院の優越が認められる。
- ()
- 2 各国の政治制度に関する説明として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。[発展]
- ①ドイツでは、上院と下院からなる二院制を採用しており、両院とも有権者による直接選挙で選出される。
 - ②ソ連崩壊後、ロシアではアメリカ型の大統領制を導入しており、首相はいない。
 - ③中国では、1989年に起きた天安門事件などの民主化運動の結果、全国人民代表大会の議員を国民の直接投票で選出するようになった。
 - ④韓国では、議会は一院制を採用しており、大統領の任期は5年で、再選は禁止されている。
- ()

3 議会制民主主義と世界の政治体制

① 民主制のかたち

・「間接民主制(議会制民主主義)」と「直接民主制」

② 世界の政治体制

- ・議院内閣制(イギリス・日本を例に)
- ・大統領制(アメリカを例に)
- ・ロシアと中国の政治制度
(社会主義の政治体制の特徴と現状)

● 民主制の2つの型

直接民主制	・有権者全員による会議／投票 ・大規模国家では、全員を集めた集会は不可能。
間接民主制 (議会制民主主義)	・国民が選挙を通じて代表者を選出し、代表(議員)が政治を行う。

● 議会制民主主義の3つの原理

国民代表の原理	議会は国民全体の意思を代表する機関。 (国民の意思を決定する最高の機関)
審議の原理	公開の議場で与党と野党が討論を重ね、審議を行い、 その中から最も多くの国民に支持される結論を見出す。
監督の原理	行政が公正に行われているかどうかを議会がチェックする。

アメリカ第16代大統領 リンカーン「人民の、人民による、人民のための政治」

★ 少数意見の尊重 → 多数意見が常に正しいとは限らない。
多数決の矛盾や限界があることを認識する。 2

【A】議院内閣制 イギリス・日本

議会の信任に基づき、内閣ができています。

- ・内閣は議会に対して連帯責任を負う。
- ・議会の信任を失うと、内閣は
内閣総辞職 か 議会解散

労働党 と 保守党 の 二大政党制

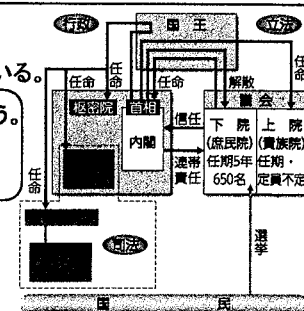
- ・成文の憲法典がない。
- ・裁判所に違憲法令審査権がない。

● 下院の優越

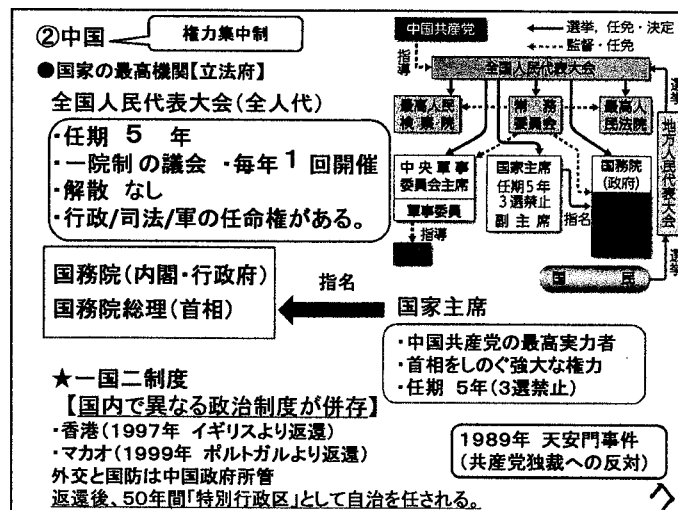
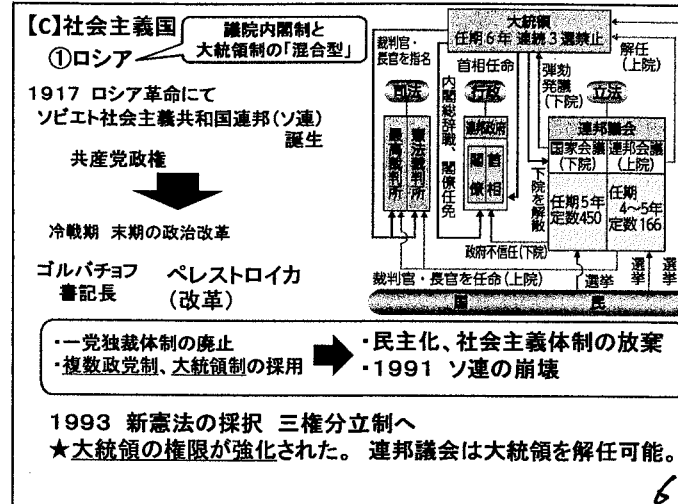
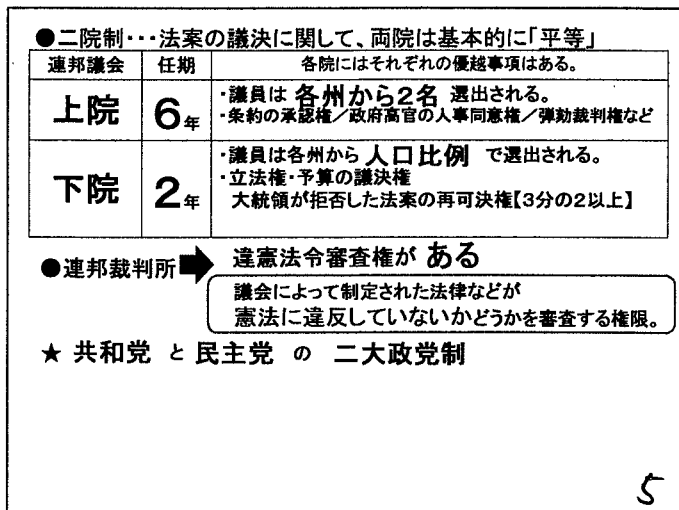
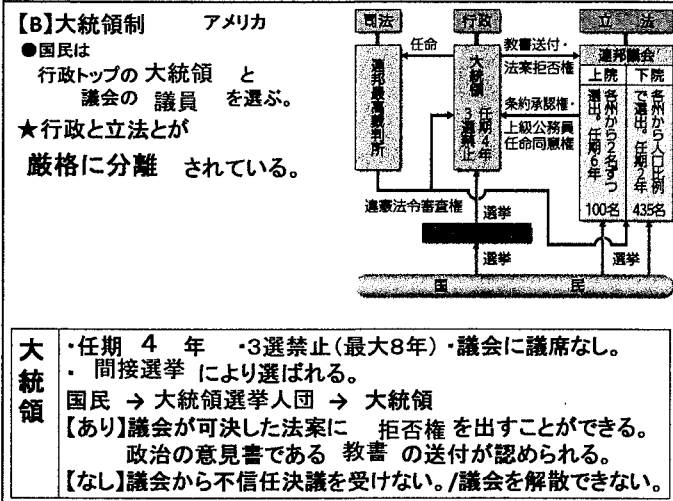
	議員	任期・定数
上院(貴族院)	貴族・聖職者など	不定
下院(庶民院)	国民による直接選挙	5年・650名

★ 内閣は、議員の多数派である 与党 で構成。

★ 野党 は、「影の内閣」(シャドーキャビネット) を組織。
次期選挙での政権交代に備える。



【原則】
第一党の党首が
首相



第1編第1章 民主政治の基本原則と日本国憲法

【4】 日本国憲法の基本原則【教科書 P25～P31】

1 大日本帝国憲法の歩み

(1) 大日本帝国憲法の成立

- 明治維新後、1.....運動によって国会開設や選挙の早期実現を主張、民間から私擬憲法が発表される（伊藤博文らによる憲法草案の提出。枢密院での審議）
- 新政府の憲法草案：2.....（ドイツ）憲法を模範
- 1889年：大日本帝国憲法（明治憲法）公布（1890年施行）
 - 君主である天皇が国民に授ける3.....憲法

日本国憲法は
「民定憲法」

(2) 大日本帝国憲法下の政治機構

- 天皇：元首として4.....権を総攬する
 - 天皇大権…陸海軍の5.....権・緊急勅令や独立命令の発令・条約の締結・戒厳の宣告など
- [立法] 帝国議会：天皇に対する協賛（協力・賛同する）機関
 - ①6.....院…皇族・華族・勅任議員からなる
 - ②7.....院…公選議員からなる
- [行政] 国務大臣：天皇に対する輔弼（助言・補佐する）機関
 - 天皇に対して責任を負い、内閣総理大臣は同輩中の首席
- [司法] 裁判所：「天皇ノ名ニ於テ」判決を下す機関
 - 行政裁判所や軍法会議などの8.....裁判所も存在
- 9.....院：天皇の最高諮問機関…権限が強く、国政に広く関与
- ※人権保障は不徹底で、10.....の権利は法律の範囲内でのみ認められているにすぎない（法律の留保）

三権は天皇の
「補佐」的位置

- 参政権：しばらくの間は、一定の直接国税を納めた25歳以上の男性による制限選挙が続く

(3) 政党内閣の成立と終焉

- 11.....1910～1920年代、尾崎行雄や犬養毅らが展開した憲政擁護運動などにみられる民主主義的な潮流
- 1925年：12.....選挙法（衆議院議員選挙法の改正法）成立
 - 25歳以上の男性を有権者とする（直接国税による制限なし）
- 有力な憲法学説……美濃部達吉が発表した13.....説
- ※1925年：14.....法成立→言論・思想の自由を制限
- 1930年代：5.15事件や2.26事件など、テロやクーデターが発生
- 1940年：大政翼賛会結成→各政党は解党

国家を1つの法人とみなしたとき、
天皇も「統治権をもつ1つの機関」に過ぎないという説

2 日本国憲法の成立

- 1945年8月14日：15.....宣言を受諾→翌日、終戦
- 憲法問題調査委員会：委員長は松本烝治
 - 憲法改正要綱（松本案）を作成…内容は大日本帝国憲法と大差なし
 - 連合国軍総司令部（GHQ）最高司令官の16.....は松本案を拒否
- 1946年2月13日：GHQ、マッカーサー草案を政府に提示→政府、憲法改正草案要綱を作成し、帝国議会に提出

- 1946年4月10日：新しい衆議院議員選挙法に基づく総選挙
- 20歳以上の男女による普通選挙が実現、女性議員が誕生
- 帝国議会は、憲法改正草案要綱に生存権の規定を追加するなど、若干の修正を加えて可決
- 1946年11月3日：日本国憲法公布（1947年5月3日施行）

国民がみずから制定した17.....憲法

大日本帝国憲法は
「欽定憲法」

3 国民主権と象徴天皇制、基本的人権の尊重、平和主義

(1) 国民主権……憲法前文で、主権が国民に存することを宣言

※天皇は「日本国の18.....であり日本国民統合の18.....」

- 天皇の19.....行為……儀礼的・形式的行為

20.....の助言と承認が必要

①第6条：内閣総理大臣の任命、最高裁判所長官の任命

②第7条：憲法改正・法律・政令・条約の公布、国会の召集、衆議院の解散など。

(2) 基本的人権の尊重

- 人権の国家からの不可侵性：「すべて国民は、個人として尊重され」（第13条）、「基本的人権の享有を妨げられない」（第11条）
- 人権の基本的性格：「基本的人権は、…侵すことのできない永久の権利」として信託されたものである」（第97条）
- 人権を保持する責任：「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（第12条）

(3) 平和主義 太平洋戦争の反省・唯一の被爆国としての経験

- 憲法前文：「恒久の平和を念願し」、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」

※「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と平和的生存権をうたっている

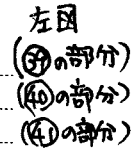
- 第9条：国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄し（第1項）、戦力の不保持と交戦権の否認（第2項）を宣言

4 憲法の最高法規性と憲法改正手続き

(1) 憲法の最高法規性と憲法尊重擁護義務（公務員）

- 第98条：「この憲法は、国の21.....であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」
 - 憲法の最高法規性の原則を確認 「憲法に反する法令は無効」
- 第99条：「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」
 - 国民の権利が侵害されたり、恣意的な国政の運営がおこなわれたりしないように規定

図 憲法改正手続き



※近年の動き：衆参両議院に憲法調査会設置(2000年)→23 憲法 成立(2007年)
→衆参両議院に 26 憲法 設置

18 歳以上の国民に投票権
(改正案ごとに 1 人 1 票)

①明治憲法下では三権分立が規定されており、立法権は帝国議会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所に、それぞれ属していた。 ()

②1925年に25歳以上の男性を有権者とする普通選挙法が成立した。 ()

③明治憲法下では議院内閣制に関する規定がなかったため、政党政治や政党内閣による政権交代はおこなわれなかった。 ()

④日本国憲法の公布の前に衆議院議員総選挙がおこなわれ、女性議員が誕生した。 ()

⑤日本国憲法はマッカーサー草案をもとにして作成されたため、民定憲法ではない。 ()

⑥日本国憲法は、国会議員やその他の公務員に対して憲法尊重擁護義務を課している。 ()

[illegible]

①明治憲法では、天皇は統治権の総攬者とされ、広範な大権を有していた。

②明治憲法では、帝国議会は公選議員からなる衆議院と皇族・華族・勅任議員からなる貴族院のほか、元老・重臣からなる枢密院によって構成されていた。

③日本国憲法では、基本的人権を侵すことのできない永久の権利とした。

④日本国憲法では、明治憲法で規定されていなかった地方自治を明記した。 ()

4 日本国憲法の基本原理

①「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」

- ・主権/政治機構/基本的人権 の違い
- ・日本国憲法の「三大原則」
→国民主権/基本的人権の尊重/平和主義

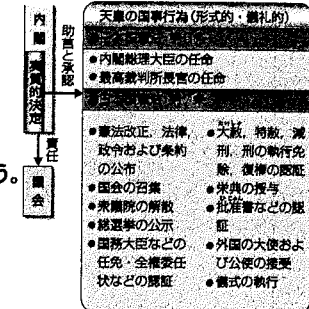
②憲法の「最高法規性」と改正手続き

日本国憲法[1946年11月3日公布(1947年5月3日施行)]

- ・ 民定憲法 → 国民がみずから制定した憲法。
- ・ 象徴 としての「天皇」

第1条
「日本の象徴であり
日本国民統合の象徴」

★「内閣の 助言 と 承認 」に
もとづき 国事行為 をおこなう。



3

自由民権運動 (国会の早期開設と憲法の制定) → プロイセン(ドイツ)憲法を模範
君主権の強い国家統治

大日本帝国憲法(明治憲法)[1889年公布(1890年施行)]

- ・ 欽定憲法 → 君主である天皇による「天皇主権」
- ・ 国家元首としての「天皇」 → 統治権を総攬(そうらん)する

軍事	・陸海軍の統帥権	内閣 輔弼(ほひつ)機関 →天皇を補佐する。
国会	・天皇の協賛機関→協力・賛同する。 ★議会の協賛を経ずに制定できる 「緊急勅令」や「独立命令」がある。 ・二院制 衆議院と貴族院	裁判所 天皇の名による裁判 地方自治 規定なし

・人権の保障は不十分 → 法律の留保
「臣民の権利」は「法律の範囲内」で認める。

2

防衛	平和主義(戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認)	内閣	・行政権の主体 ・国会に対し連帯責任を負う。
国会	・国の最高機関 唯一の立法機関 ・二院制 衆議院と参議院 ・衆議院の優越 (法律制定/予算の議決/条約承認 内閣総理大臣の指名 など)	裁判所	司法権の独立を保障
		地方自治	規定あり 「地方自治の本旨」 (団体自治・住民自治)

●国民主権 憲法「前文」にて

「主権が国民に存すること」

「国政は国民の厳粛な信託によるものであつて
その権威は国民に由来し、
その権力は国民の代表者がこれを行使し、
その福利は国民がこれを享受する。」

4

●「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」の比較

大日本帝国憲法	比較事項	日本国憲法
皇室典範とともに最高法規、欽定憲法 天皇主権 神聖不可侵・国家元首・統治権の総攬者 天皇は陸海軍の統帥権をもつ。国民は兵役の義務を負う 自由権的基本権のみ(法律の留保をとるもの) 天皇の協賛機関 二院制(衆議院と貴族院)・両院対等	憲法の特質 主権 天皇 戦争・軍隊 国民の権利 国会 内閣 裁判所 地方自治 憲法改正	最高法規、民定憲法 国民主権 象徴。国事行為のみをおこなう 平和主義(戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認) 社会権的基本権まで保障 国の最高機関、唯一の立法機関。 二院制(衆議院と参議院)・衆議院の優越 行政権の主体(行政権は内閣に属する)。国会に対して連帯して責任を負う 司法権の独立を保障 地方自治の本旨を尊重 国会が発議し、国民投票を実施

5

2000年 憲法調査会

2007年 国民投票法 成立(2010年施行)

憲法審査会 の設置(憲法問題の議論の場)

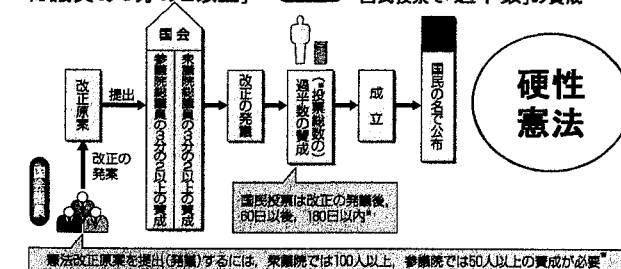
★日本国憲法下で、憲法改正のための国民投票は **ない**

両院とも

「総議員の3分の2以上」

国民投票

国民投票で「過半数」の賛成



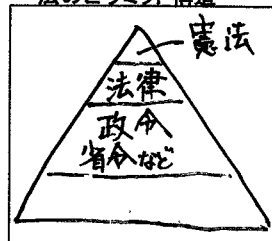
7

●基本的人権の尊重

13条「すべて国民は、個人として尊重され…」 11条「基本的人権の享有を妨げられない」 97条「侵すことのできない永久の権利」	国家権力からの不可侵性
12条「国民の不断的努力によつて、これを保持」	国民は自らの人権を保持する責任がある。
12条「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」	・人権の濫用(らんよう)を禁止。 ・すべての人々に対して、平等に人権を保障する。

●憲法の「最高法規性」と「憲法改正」

法のピラミッド構造



6